

特定の病床等に係る特例について（諮問）

1 概 要

更なる整備が必要となる一定の病床については、病床過剰地域であっても、都道府県は厚生労働大臣の同意を得た数を基準病床に加えて、病院開設・増床の許可を行うことができる。

2 関係法令

医療法第 30 条の 4 第 9 項

医療法施行令第 5 条の 4

医療法施行規則第 30 条の 32 の 2 第 1 項

3 対象病床等

- (1) がん又は循環器疾患の専門病床
- (2) 小児疾患専門病床
- (3) 周産期疾患に係る病床
- (4) 発達障害児の早期リハビリテーション等にかかる病床
- (5) 救急医療に係る病床
- (6) 薬物(アルコールその他)中毒性精神疾患、老人性精神疾患、小児精神疾患、合併症を伴う精神疾患に係る病床
- (7) 神経難病に係る病床
- (8) 緩和ケア病棟
- (9) 開放型病床
- (10) 後天性免疫不全症候群に係る病床
- (11) 新興・再興感染症に係る病床
- (12) 治験に係る病床
- (13) 診療所の療養病床に係る病床

4 手続き

厚生労働大臣への協議にあたっては、都道府県医療審議会の意見を附す必要がある。

5 結論（案）

資料 3 - 2 に係る病床の特例について、その必要性を認め、厚生労働大臣に協議することは適当である。

<参考> 神奈川県医療計画推進会議の意見

平成 28 年 10 月 18 日に開催した標記会議において、意見を求めたところ、特段の反対意見はなかった。

特定の病床等に係る特例に関する関係条文等 抜粋

医療法

(医療計画)

第三十条の四

1～8 (略)

9 都道府県は、第十五項の規定により当該都道府県の医療計画が公示された後に、厚生労働省令で定める病床を含む病院の開設の許可の申請その他の政令で定める申請があつた場合においては、政令で定めるところにより算定した数を、政令で定める区域の第二項第十四号に規定する基準病床数とみなして、当該申請に対する許可に係る事務を行うことができる。

医療法施行令

第五条の四 法第三十条の四第九項に規定する政令で定める申請は、同項に規定する厚生労働省令で定める病床を含む病院の開設の許可若しくは病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可若しくは診療所の病床数の増加の許可の申請とする。

2 法第三十条の四第九項に規定する政令で定めるところにより算定した数は、算定基準又は第五条の二第二項の規定に従い算定した数に厚生労働大臣に協議し、その同意を得た数を加えて得た数とする。

3 法第三十条の四第九項に規定する政令で定める区域は、同項の申請に係る基準病床数算定区域とする。

医療法施行規則

(法第三十条の四第九項に規定する厚生労働省令で定める病床)

第三十条の三十二の二 法第三十条の四第九項に規定する厚生労働省令で定める病床は、次に掲げる病床とする。

一～五 (略)

六 アルコールその他の薬物による中毒性精神疾患、老人性精神疾患、小児精神疾患その他厚生労働大臣の定める疾患に関し、特殊の診療機能を有する病院の当該機能に係る病床

七～十四 (略)

医療法施行規則第30条の32の2第1項に規定する特定の病床等の特例について(抜粋)

(H10.7.24 指第43号 厚生省健康政策局指導課長通知、H20.3.26 一部改正)

第1 一般的留意事項

特例の適用に当たっては、医療計画との整合性に留意し、申請に係る病床がそれぞれ第2に示す要件を満たすことを事前に十分精査するとともに、当該施設の医療従事者数、病床利用率等の実績や待機患者数等を勘案するほか、地域の既存の医療機能を強化して
もなお、必要と認められるものであることなどを確認した上、適切に行われたいこと。
また、病床開設後においても、当該病床が特例に係る病床として十分機能するよう運用されていることを随時監視すること。なお、万一、開設後の病床が特例の要件に照らし
適切でない運用をされている場合には厳格に指導されたいこと。

第2 個別留意事項

6 第6号関係

- (1) 「アルコールその他の薬物による中毒性精神疾患、老人性精神疾患、小児精神疾患その他厚生労働大臣の定める疾患に関し、特殊の診療機能を有する病院」とは、当該疾患の診断及び治療に必要な体制を有するとともに、その地域の一般の医療機関では満たし得ない特殊の診療機能を有するものであって、当該疾患の診断及び治療に関し相当期間従事している医師が常時複数勤務することとされている病院をいうものであること。
- (2) 特例の対象となる病床は、当該病院の病床のうち、特殊の診療機能に係る病床に限るものであり、かつ、十分な医学的管理下で当該疾患患者に対しその診断及び治療を行うことができるものであること。
- (3) 「老人性精神疾患」とは老年期にみられる老年痴呆、脳血管性痴呆、初老期痴呆等器質性精神障害の他精神分裂病様状態、躁うつ状態等の機能性精神障害がこれに含まれるものであること。
- なお、昭和63年7月5日健医発第785号厚生省保健医療局長通知「老人性痴呆疾患治療病棟及び老人性痴呆疾患デイ・ケア施設の施設整備基準について」に基づく老人性痴呆疾患治療病棟の病床及び平成3年6月26日健医発第819号同局長通知「老人性痴呆疾患療養病棟の施設整備基準について」に基づく老人性痴呆疾患療養病棟の病床については、本号に該当するものであること。
- (4) 「小児精神疾患」とは児童・思春期にみられる精神障害を総称するものであり、知的障害、自閉症、登校拒否、薬物依存、神経性食欲不振症等が、これに含まれることとされていること。

医療計画について(抜粋)

(H24.3.30 医政発第0330第28号 厚生労働省医政局長通知)

4 基準病床数及び特定の病床等に係る特例等について

(1)～(3) (略)

(4) 法第30条の4第8項の規定による特定の病床に係る特例の対象となる病院の病床等、特に今後各区域において整備する必要があるものに限り、各区域において基準病床数を超える病床が存在する等の場合でも必要に応じ例外的に整備できるものであること。

この場合において、特例の対象とされる数は、当該申請に係る病床と機能及び性格を同じくする既存の病床数等を勘案し、必要最小限とすること。

なお、これらの特例の対象となった病床については、既存病床数として算定するものであること。

(5) 法第30条の4第6項、第7項及び第8項による特例については、都道府県医療審議会に諮ること。

この場合、特例としての取扱いを必要とする理由及び特例としての取扱いをしようとする病床数の算定根拠を明らかにして当該都道府県医療審議会の意見を聴くものとする。

また、前記の規定に基づき、特例としての取扱いを受ける数について厚生労働大臣に協議するときは、特例としての取扱いを必要とする理由及び特例としての取扱いをしようとする病床数の算定根拠等を記載した申請書(別紙様式1、2)に当該都道府県医療審議会の意見を附すること。